



府 食 第 1 0 8 号

平成 1 9 年 2 月 7 日

食品安全委員会委員長 見上 彪 殿

企画専門調査会座長 富永 祐民

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォロー
アップについて

標記について、本年1月23日に開催した企画専門調査会第18回会合
において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告します。

**食 品 安 全 基 本 法 第 2 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 本 的 事 項
(平成16年1月16日閣議決定)のフォローアップについて (報告)**

**平成19年2月
食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会**

＜審議の経過＞

平成19年1月23日
平成19年2月 7日

第18回企画専門調査会
企画専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

＜食品安全委員会委員＞

委員長	見上 彪
委員長代理*	小泉 直子
	長尾 拓
	野村 一正
	畑江 敬子
	本間 清一

*平成19年2月1日から

＜食品安全委員会企画専門調査会専門委員＞

座 長	富永 祐民
座長代理	福士 千恵子
	飯島 康典
	市川 まりこ
	伊藤 正史
	内田 健夫
	近藤 信雄
	佐々木 珠美
	澤田 純一
	鋤柄 恵子
	武見 ゆかり
	西脇 徹
	宮脇 真弓
	山根 香織
	山本 宏樹
	渡邊 治雄

目 次

第 1	食品健康影響評価の実施（法第 1 1 条関係）	1
1	基本的考え方	
2	例外措置の具体的内容	
3	食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等	
4	委員会の行う勧告等	
第 2	国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第 1 2 条関係）	1 0
第 3	情報及び意見の交換の促進（法第 1 3 条関係）	1 2
1	基本的考え方	
2	リスクコミュニケーションの方法	
3	リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント	
第 4	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第 1 4 条関係）	1 3
1	基本的考え方	
2	緊急時の情報連絡体制	
3	緊急対策本部の設置等	
4	緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成	
第 5	関係行政機関の相互の密接な連携（法第 1 5 条関係）	1 5
1	基本的考え方	
2	委員会とリスク管理機関との連携	
3	リスク管理機関相互の連携	

第 6	試験研究の体制の整備等（法第 1 6 条関係）	1 7
1	基本的考え方	
2	試験研究の体制の整備	
3	研究開発の推進	
4	研究開発の成果の普及	
5	研究者の養成及び確保	
第 7	国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 1 7 条関係）	1 9
1	基本的考え方	
2	情報収集の対象範囲	
3	委員会における一元的な情報収集の実施等	
4	情報の活用及び提供	
第 8	表示制度の適切な運用の確保等（法第 1 8 条関係）	2 1
1	基本的考え方	
2	普及及び啓発	
3	違反に対する監視、指導及び取締り	
第 9	食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 1 9 条関係）	2 2
1	基本的考え方	
2	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制	
3	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項	
第 1 0	環境に及ぼす影響の配慮（法第 2 0 条関係）	2 3
1	基本的考え方	
2	食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮	

「食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 1 6 年 1 月 1 6 日閣議決定）の記載事項の実施状況について
（平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日現在）

項 目	記 載 事 項	具 体 的 内 容
第 1 食品健康影響評価の実施（法第 1 1 条関係）	1 基本的考え方 （1）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。別表参照）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。 また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならない。	委員会においては、平成 1 5 年 7 月の発足以来、厚生労働省、農林水産省及び環境省から、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品を始めとする 6 5 8 案件（平成 1 8 年中 1 4 7 案件）について食品健康影響評価の要請を受け、それぞれの専門家により構成される各専門調査会において、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に審議を行った上で、3 0 1 案件（平成 1 8 年中 6 3 案件）について評価結果を取りまとめ、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知している。
	（2）食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。 ① 農林水産物の生産段階 農林水産物の生産段階については、 ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、O 1 5 7、プリオン、カドミウム等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 が行われなければならない。 ② 食品の製造・加工段階 食品の製造・加工段階については、 ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響について	委員会においては、食品供給行程の各段階について、左記の点に留意して食品健康影響評価を行っている。

の評価 が行われなければならない。 ③ 食品の流通・販売段階 食品の流通・販売段階については、 ・ 使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 が行われなければならない。	
(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。	食品安全基本法（以下「法」という。）第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならない場合については、法の施行以来、食品衛生法、と畜場法、薬事法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等関係法令の改正に対応し、適切に見直しを行っている。
(4) 委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。	委員会は、平成15年7月の発足以来、緊急を要する以下の3件について、優先的に食品健康影響評価を実施した。 ① サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品 平成15年8月29日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があり、同年9月4日の第9回委員会会合において審議を行い、同日付けで評価結果を通知した。 ② シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品 平成16年3月24日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があり、同年4月28日のかび毒・自然毒等専門調査会第1回会合、6月14日の同専門調査会第2回会合及び同月17日の第49回委員会会合において審議を行い、同日付けで評価結果を通知した。併せて、同日から7月14日までの間、意見・情報の募集を行い、寄せられた意見等及び回答について、8月5日の第57回委員会会合において報告した。 ③ 食品添加物「アカネ色素」 平成16年6月18日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があり、同年7月2日の添加物専門調査会第10回会合及び第52回委員会会合において審議を行い、同日付けで評価結果を通知した。その後、同月5日から30日までの間、意見・情報の募集を行い、寄せられた意見等及び回答について、8月19日の第58回委員会会合において報告した。
(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の	法第24条第1項各号に掲げる以外の場合における食品健康影響評価の実施の要請については、法の施行以来、厚生労働省は、「魚介類に含まれるメチル水銀」（平

確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。

成１６年７月）、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合のＢＳＥに関するリスクの同等性」（平成１７年５月）、「コエンザイムＱ１０の安全性について」（平成１７年８月）、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」（平成１７年９月）及び「アガリクスを含む製品の安全性について」（平成１８年２月）等について、農林水産省は、「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌」（平成１５年１２月）、「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性」（平成１６年３月）及び「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合のＢＳＥに関するリスクの同等性」（平成１７年５月）等７件について、それぞれ行っている。

（６）委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

「日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策」について、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行う案件としてプリオン専門調査会において審議を進め、平成１６年９月９日の第６１回委員会会合において「中間とりまとめ」を了承し、同日付けで厚生労働省及び農林水産省に通知した。

また、「食中毒の原因菌であるリステリア」については、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行う案件として検討が進められてきたが、平成１６年１２月１６日の第７４回委員会会合において、リステリアだけにこだわらず、食中毒原因微生物の評価指針を策定し、優先順位を定めた上で個別の微生物について評価を行うことが決定され、平成１８年６月には「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（案）（以下、「評価指針」（案）という。）を取りまとめ公表した。同年１０月には、「評価指針」（案）に従って優先度の高い評価案件の候補についてリスクプロファイル（対象となる食品衛生上の問題を整理し概要を簡略にまとめた文書）を作成し公表した。今後、これを用いて、優先度の高い４案件（鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）について検討を重ねることとしている。

さらに、平成１７年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価」については、委員会において、米国、カナダ以外の国から輸入される牛肉等について現時点で国を特定して直ちに自ら評価を開始するのではなく、まずは情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について検討することとされ、プリオン専門調査会で審議を進めている。

なお、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象については、企画専門調査会において定期的に検討を行っており、また、適切に管理されているものの、科学的知見を整理し国民に対し情報提供することが有用である案件については、科学

	的知見に基づく概要書（ファクトシート）を作成し、ホームページ等を通じて情報提供している。平成１８年には「ビタミンＡの過剰摂取による影響」について作成・公表するとともに、適宜内容の更新を行っている。
２ 例外措置の具体的内容 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。 （１）当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合 具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断することになるが、例えば、 ・ 使用の実態がないことによる添加物の指定の取消しなど、危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策 ・ 食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）が該当する。	平成１５年７月の委員会の発足以来、当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合として、以下の１３件について、委員会において審議した結果、食品健康影響評価を行う必要がないと判断された。 ① 動物用医薬品関係 ア）動物用医薬品等のうち犬又は猫のみを対象とするものの承認、再審査又は再評価を行う場合 イ）体外診断薬の承認、再審査又は再評価を行う場合 ウ）既承認動物用医薬品等と成分が同等である等、新たに食品健康影響評価を行うことが必要でない場合 ② 特定保健用食品関係 既許可特定保健用食品等と明らかに同等であり、新たに食品健康影響評価を行うことが必要でない場合 ③ 食品健康影響評価の結果に基づき行われる施策関係 伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保についての食品健康影響評価の結果に基づく食品衛生法上の規格基準の設定 ④ と畜場法施行令改正関係 と畜場法の改正に伴う同法施行令の形式的な改正 ⑤ 飼料添加物関係 飼料添加物として指定されている抗菌性物質のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による飼料添加物の指定の取消しに伴い同法の規定による規格基準を改正・廃止する場合 ⑥ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則改正関係 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の改正に伴う同法施行規則の形式的な改正 ⑦ 添加物規格基準改正関係 添加物の規格基準に規定される標準品の改定 ⑧ 器具・容器包装関係 特別牛乳の容器の口を覆うべきものの材質として、合成樹脂を加えること ⑨ 疾病の予防を目的とする動物用生物学的製剤関係 疾病の予防を目的とする動物用生物学的製剤の承認、再審査及び再評価であって一定の要件を満たすもの ⑩ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の試験方法に規定される「石綿付金

(2) 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合 例えば、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、病原微生物による汚染の場合など、危害要因等について科学的知見に基づく食品健康影響評価を行う必要性が乏しい場合が該当する。 (3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。 なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、委員会に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。	網」及び「石綿網」、並びに食品、添加物等の規格基準試験・試液等に規定される「石綿」に関する改正 ⑪ クロラムフェニコール試験法において、養蜂産品を試験に供する場合の抽出・精製法の追加 ⑫ 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の飼料添加物一般の試験方法に規定される「石綿」及び「石綿板」に関する改正 ⑬ 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正に関する事項 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合には、委員会に対し食品健康影響評価を要請することなく、人の健康を損なうおそれがある場合として、食品衛生法第6条（旧第4条）違反として取り扱っている。 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定については、人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときに該当する場合として、当該基準策定後に食品健康影響評価を行うこととしている。 平成18年5月の施行以降、「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」に基づき評価依頼を受け、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に従い、随時、評価依頼を受け、個別の物質ごとに調査審議を行っている。 また、このポジティブリスト制度導入に伴い、飼料中の残留基準値の設定についても、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときに該当する場合として、当該基準策定後に食品健康影響評価を行うこととしている。
3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等 (1) 食品健康影響評価の開始前 ① 関係各大臣が委員会の意見を聴く場合 ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関する規制や指導等のリスク管理措置を講ずる行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において共通の理解を得ることとする。	関係府省の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（おおむね四半期ごとに開催）及び関係府省の担当課長級を構成員とする同連絡会議幹事会（原則として毎週1回開催）等において、委員会及びリスク管理機関の相互間における情報交換を行うなど、個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について共通の理解を得るため、密接な連携に努めている。 また、食品安全基本法等に則り、農林水産省及び厚生労働省のリスク管理部局（職員）が、生産、製造、加工、流通及び販売等の各過程における食品安全に関するリスク管理を行う上で、必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を平成17年8月25日に作成した。
イ リスク管理機関は、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。	リスク管理機関は、委員会に対し、食品健康影響評価の実施を要請する際に、講じようとするリスク管理措置の内容を説明する資料を添付しているほか、直近の委

	員会会合において、当該リスク管理措置の内容について説明を行うこととしている。さらに、食品健康影響評価結果の通知の後においては、審議会等の審議結果及びそれに基づき講じた施策についての資料を委員会に提出するなどして、対応の明確化に努めている。 また、食品安全基本法等に則り、農林水産省及び厚生労働省のリスク管理部局（職員）が、生産、製造、加工、流通及び販売等の各過程における食品安全に関するリスク管理を行う上で、必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を平成１７年８月２５日に作成した。
② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合 委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補については、関係機関及びマスメディア等からの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告等を通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見及び各専門調査会の専門委員からの情報・意見など幅広い関係者からの情報・意見の中から選定する。 その案件候補については、農業者、食品製造業者、食品流通業者等食品の安全性に関するステークホルダーや消費者等から構成される企画専門調査会において審議を行い、食品安全委員会に報告し、決定することとしている。 これまで、自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定を４回実施しており、それらの案件候補について、次のとおり企画専門調査会において７回審議を行った。 ・企画専門調査会第７回会合（平成１６年６月２２日） ４０件の候補について審議し、６件を候補として食品安全委員会に報告 ・企画専門調査会第８回（平成１７年１月１４日）及び第９回（２月１８日）会合 １１件の候補について審議し、４件を候補として食品安全委員会に報告 ・企画専門調査会第１１回（９月１日）及び第１２回（１１月７日）会合 １１件の候補について審議し、１件を候補として食品安全委員会に報告することを決定 ・企画専門調査会第１６回（平成１８年９月２７日）及び第１７回（１２月４日）会合 １０件の候補について審議し、１件を候補として食品安全委員会に報告することを決定
③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成 委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努める。	委員会や専門調査会においては、平成１５年７月の発足以来、以下の９つの食品健康影響評価に関するガイドラインを策定し、これらに基づき評価を行っている。今後とも、必要に応じ、ガイドラインの作成に努めることとしている。 ① 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（平成１６年１月２９日委員会決定） ② 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方（平成１６年１月２９日委員会決定） ③ 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方（平成１６年３月１８

	日委員会了承) ④ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成１６年３月２５日委員会決定） ⑤ 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（平成１６年５月６日委員会決定） ⑥ 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方（平成１６年７月２１日新開発食品専門調査会決定） ⑦ 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針（平成１６年９月３０日委員会決定） ⑧ 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（平成１７年４月２８日委員会決定） ⑨ 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）（平成１８年６月１日委員会報告）【前掲】
（２）食品健康影響評価の実施時 ① 委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。	委員会においては、海外のリスク評価機関の専門家を招いて講演会や意見交換会を開催したほか、コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）等のリスク分析に関連する国際会議に委員等（専門委員を含む）及び事務局職員を派遣し、情報収集に努めている。 また、個別の食品健康影響評価の実施に当たっては、FAO／WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際専門家会合の資料や、海外のリスク評価機関が公表している評価レポート等を参考としている。
② 委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。	委員会及び専門調査会において食品健康影響評価に関する審議に使用する資料については原則として公開することとし、議事録及び配付資料等をホームページ上で公表している。 なお、これらの資料の取扱いに当たっては、平成１５年７月１日の第１回委員会会合で決定した「食品安全委員会の公開について」に基づき、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に努めている。
③ 委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。	食品健康影響評価に関する専門調査会における審議結果については、原則として国民からの意見・情報の募集を行うこととしており、寄せられた意見・情報について、必要に応じ、専門調査会において回答を作成した上で、委員会会合に報告し、その回答についての審議を経て、ホームページ等で公表している。
（３）食品健康影響評価の終了後 ① 委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。	委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、評価結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表している。 また、平成１８年６月より、食品安全委員会等の結果概要や食品安全委員会ホー

	ムページ新着情報等について、電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）を原則金曜日に行っており、この中で、評価結果についても情報提供を行っている。
② 委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表する。	委員会は、必要に応じ、評価結果に加え、これをわかりやすく解説する資料を、ホームページや季刊誌「食品安全」等により公表している。 平成１５年７月の委員会の発足以来、評価結果の解説を作成し、ホームページで公表した案件は、以下のとおりである。 ① 「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の加工食品」に係る食品健康影響評価について（平成１５年９月） ② 「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について」の食品健康影響評価について（平成１５年９月） ③ 「シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品」に係る食品健康影響評価について（平成１６年６月） ④ アカネ色素に係る食品健康影響評価について（平成１６年７月） ⑤ 我が国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に係る食品健康影響評価について（平成１７年５月） ⑥ 魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価について（平成１７年９月） ⑦ 米国及びカナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価について（平成１７年１２月） ⑧ 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価について（平成１８年５月） また、季刊誌「食品安全」において、米国及びカナダ産牛肉等（平成１８年１月発行）、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品３品目（平成１８年７月発行）等に関する食品健康影響評価やリスクコミュニケーション（平成１８年１２月発行）についてその内容をわかりやすく解説し、適宜、意見交換会の参加者等に配布したり、都道府県の担当者を通じて全国の保健所や消費生活センター等に配布したりするとともに、ホームページ上で公表している。 これらに加え、メールマガジンを配信し、委員会の議論の結果概要等の食品の安全性に関する情報をタイムリーに提供するとともに、意識調査の結果を採り入れて制作したＤＶＤソフトの配布、国民の関心が高い案件を中心とした意見交換会の開催等に取り組んでいる。
③ 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。	委員会は、「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」に係る厚生労働省による食品衛生法第７条第２項の規定に基づく暫定流通禁止措置の実施に当たり、平成１５年９月４日の第９回委員会会合において食品健康影響評価を行い、同日付けで評価結果を厚生労働省に通知したところであるが、その後、同食品中の原因物質等を解明するため、動物実験や分析調査を進めてきたところである。

	また、平成１６年７月１５日の第５４回委員会会合において、鹿児島大学病院及び国立医薬品食品衛生研究所から専門家を招いて、アマメシバの粉末等に関する調査の中間報告を受けた。 さらに、平成１８年１１月１６日の第１６８回委員会会合において、アマメシバに関する調査についての報告がなされた。
(４) 食品健康影響評価の手法 委員会は、微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。	平成１８年６月に「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(案)を取りまとめ公表した。また、定量的なリスク評価法について平成１７年度より食品健康影響評価技術研究の中で取り組んでいる。
４ 委員会の行う勧告等 (１) 勧告 ① 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。	これまでのところ、実施の必要性はなかった。 なお、委員会においては、関係各大臣に食品健康影響評価の結果を通知する際に、ＡＤＩ（一日摂取許容量）の設定などとともに、特に必要がある場合には、食品の安全性の確保においてリスク管理上留意すべき点等を付記している。
② 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。	委員会は、食品健康影響評価の結果を通知した評価品目について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策の実施状況に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する調査をこれまで５回実施してきた。 平成１８年においては、第４回の調査として、平成１７年４月から９月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（１０分野、３６品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（４分野、１４品目）について調査を行い、平成１８年４月６日の第１３８回委員会会合においてその結果を報告した。さらに第５回の調査として、平成１７年１０月から１８年３月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した品目（７分野、３３品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（６分野、２５品目）について調査を行い、平成１８年１０月１９日の第１６４回委員会会合においてその結果を報告した。 また、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターを通じて、随時、食品安全行政等についての意見等を収集し、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告している。 なお、勧告については、これまでのところ、実施の必要性はなかった。
③ 委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。	これまでのところ、実施の必要性はなかった。
(２) 意見 ① 委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議	委員会は、法第２３条第１項第５号に基づき、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について、平成１７年４月１４日の第９０回、同月２１

	し、必要に応じ、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。 ② 委員会は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について委員会に報告する。	日の第91回及び28日の第92回委員会会合において調査審議を行った。その審議結果を踏まえ、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、同年4月28日付けで厚生労働大臣に対し意見を通知した。 また、同様に、飼料中の残留農薬基準の設定について、平成18年2月23日の第132回委員会会合において調査審議を行い、その審議結果を踏まえ、今後、当該施策を推進する上で食品の安全性の確保を図る観点から留意すべきと考えられる事項について、同年3月7日付けで農林水産大臣に対し意見を通知した。 委員会は、平成17年4月28日に「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入について（意見）」について、厚生労働大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表している。当該意見に対する厚生労働省の対応については、同年6月2日の第97回、11月17日の第120回及び同月24日の第121回委員会会合において厚生労働省から報告を受け、その内容について調査審議を行った。その後、同月28日付け厚生労働省からの文書による回答について、同年12月1日の第122回委員会会合において報告し、了承を得た。 また、平成18年3月7日に「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」について農林水産大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表している。当該意見に対する農林水産省の対応については、同年5月15日付けで文書による回答があり、同月18日の第143回委員会会合において報告し、了承を得た。
第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）	（1）食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。 （2）食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める。 例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品につい	厚生労働省においては、食品、添加物等の規格基準の設定など食品の安全性の確保に関する施策の策定に際し、委員会による食品健康影響評価の結果に基づき、国民栄養調査結果等に基づく曝露量の推計等を行うとともに、コーデックス委員会等による国際規格との整合性等も考慮している。 また、農林水産省においても、食品の安全の確保に関する施策の策定に当たっては、左記の点を考慮するとともに、食品健康影響評価の結果に基づき、また、必要に応じて関係審議会等の意見を聴いた上でやっている。 さらに、農林水産省及び厚生労働省のリスク管理部局（職員）が、生産、製造、加工、流通及び販売等の各過程における食品安全に関するリスク管理を行う上で、必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」を平成17年8月25日に作成した。 厚生労働省においては、既存添加物について、食品健康影響評価の結果に基づき、平成16年7月9日付けで「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除したほか、引き続き動物試験の実施等による安全性情報の収集を行うなど必要な対応を行っている。また、食品に残留する農薬等については、個別の農薬等の残留基準の設定を進めるとともに、平成18年5月29日から施行するポジティブリスト制度について、一律基準値0.01ppmを設定する等の関係法令等を、平成18年5月29日付けで施行したところである。 このほか、食品健康影響評価の結果に基づき、添加物に関して38品目（平成

て、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになったところであるが、今後、これらの各制度について、その適切な実施を図る。	１８年中７品目）について食品衛生法に基づく食品添加物の指定又は規格基準の改正を行った。また、のべ３３件（平成１８年中８件）の農薬、１０件（平成１８年中３件）の動物用医薬品及び１件（平成１８年中０件）の飼料添加物について、食品衛生法に基づく、食品、添加物等の規格基準の設定を行った。 さらに、「健康食品」については、食品健康影響評価の結果に基づき、「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」について、平成１５年９月１２日付けで食品衛生法第４条の２（現行第７条）第２項の規定に基づく販売禁止を行った。 農林水産省においては、畜水産物中の農薬等の残留基準と整合性を図りつつ、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の成分規格として、飼料中の農薬の残留基準を設定するとともに、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準の改正等を行っている。食品健康影響評価の結果に基づき、例えば、平成１７年４月には、飼料用豚肉骨粉などに関し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく成分規格並びに製造、使用及び保存の方法並びに表示の基準の見直しを行った。
（３）食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。 例えば、平成１５年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成１５年厚生労働省告示第３０１号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとされたところである。今後、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。 このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。	厚生労働省は、左記指針を踏まえて毎年度策定される都道府県等食品衛生監視指導計画や輸入食品監視指導計画に基づき、都道府県等や国の担当者が適切に監視指導を実施することにより、国内に流通する食品や輸入食品の安全確保等に努めている。あわせて、総合衛生管理製造過程承認制度等の事業者の自主的な衛生管理のための取組の促進を図っている。 さらに、農林水産省は、独立行政法人農林水産消費技術センターと連携して市販輸入野菜等の残留農薬実態調査を実施し、その調査結果についてホームページ上で公表して食品関連事業者の自主的なリスク管理を促進するとともに、消費者に対して情報提供を行っていたが、平成１８年４月からは「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング計画」に基づき輸入農産物の残留農薬の調査・分析を行っている。また、残留農薬基準を超過する分析結果が出た場合には、輸入食品等の安全性の確保に役立てるため、直ちに厚生労働省に連絡することとしている。 このほか、農林水産省は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく成分規格等の遵守状況について、独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行い、その結果を月ごとに公表するとともに、違反が認められた際には厚生労働省と連携を取りつつ、直ちに食品関連事業者への必要な指導を行い改善措置を取らせている。
（４）研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。	厚生労働省においては、国及び都道府県等の食品衛生監視員等の資質の向上を図るため、「食品安全行政講習会」を始めとする研修会を毎年複数回開催している。また、国立保健医療科学院の特別課程として行われている食品衛生管理コースや食品衛生監視指導コースなど、１ヶ月の長期研修も実施している。 さらに、農林水産省においては、職員の資質の向上等を図るため、本省、地方農政局及び地方農政事務所等の消費・安全行政を担当する職員に対し、リスク管理に

		関する能力開発研修を実施している（平成１８年中２２回）。
第３ 情報及び意見の交換の促進（法第１３条関係）	１ 基本的考え方 （１）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。	委員会及びリスク管理機関は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、 ① 関係者が参加する意見交換会等の開催 ② 意見・情報の募集 ③ ホームページ、メールマガジン、広報誌等を活用した情報の提供 ④ 電話や電子メールによる問合せの受付 等に取り組んでいる。
	（２）委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。	委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、平成１５年７月の委員会の発足以来、全国各地で２５４回（平成１８年中７０回）の意見交換会等を実施した。
	（３）リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。	委員会においては、専門調査会が取りまとめた食品健康影響評価に関する審議結果案等について、平成１５年７月の発足以来、１６９回（平成１８年中５６回）の意見・情報の募集を行い、必要に応じて意見の反映を図るとともに、特に国民の関心の高いＢＳＥ、遺伝子組換え食品、魚介類等に含まれるメチル水銀、大豆イソフラボンなどについては、食品健康影響評価に関する審議過程において意見交換会等を開催するなどしてリスクコミュニケーションの促進を図っている。 また、リスク管理機関においても、平成１５年７月以降、２７１回（平成１８年中７１回）の意見・情報の募集を行うとともに、米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会など、リスクコミュニケーションの促進を図っている。
	２ リスクコミュニケーションの方法 （１）委員会は、その会議（委員会及び専門調査会）を原則として公開で開催するとともに、委員会の議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。 また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。 このほか、委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。	委員会及び専門調査会を原則として公開で開催するとともに、委員会及び専門調査会の議事録及び提出資料についてホームページ上に掲載しているほか、食品健康影響評価の結果やリスク管理機関に対する意見についても公表している。また、これらについて、メールマガジンによる情報提供も行っている。なお、勧告については、これまでのところ、実施の必要性はなかった。 また、国民の関心の高いサウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末・錠剤等の加工食品、シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品、アカネ色素、伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品、我が国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策、魚介類に含まれるメチル水銀、米国及びカナダ産牛肉等に加え、平成１８年は、大豆イソフラボンに関する食品健康影響評価の結果について、わかりやすい解説を作成し、ホームページ、季刊誌及び意見交換会等を通じて、国民の理解の促進に努めている。 さらに、我が国における牛海綿状脳症対策並びに米国及びカナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価の結果や審議経過などについては、英文を作成するとともに英語版ホームページで公表するなど、国外への情報発信にも努めている。

		このほか、各年度の委員会の運営状況について、委員会会合において取りまとめ、ホームページ上で公表したほか、毎月の委員会の運営についても、委員会会合において報告し、ホームページ上で公表している。
	(2) リスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。 また、リスク管理機関は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。	食品の安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするための取組を引き続き推進している。具体的には、個別の施策について、リスクコミュニケーションを実施し、施策への意見の反映を引き続き図るとともに、それぞれの地域に根ざした食品安全行政を引き続き促進させるため、関係府省や地方支分部局等と連携し、各地域の消費者、生産者、事業者等の関係者との懇談会、意見交換会を開催し、また、主催以外の意見交換会等についても積極的に参加している。 また、食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営、メールマガジン「食品安全エクスプレス」の発信を通じて食品の安全について情報の普及を図っている。
	3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント 委員会は、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを企画し、及び実施するとともに、リスクコミュニケーションについてリスク管理機関が行う事務の調整も担う。 このため、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。 また、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。	委員会及びリスク管理機関は、それぞれが企画・開催する意見交換会等に関する事務の調整を行うため、おおむね2週間ごとに、それぞれの担当者による「関係府省リスクコミュニケーション担当者会議」を開催している。 また、委員会は、海外や他の分野のリスクコミュニケーションの実施状況等について調査を行うとともに、その調査結果も踏まえ、リスクコミュニケーション専門調査会において、我が国におけるリスクコミュニケーションの課題等について「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」として取りまとめ、平成16年7月1日の第51回委員会会合において了承した。委員会は、引き続き同専門調査会において、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について審議を重ね、平成18年9月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」として、現時点で取組可能と考えられる改善の方向についてとりまとめ、9月7日から10月6日まで国民からの意見・情報の募集を行い、寄せられた9件の御意見を踏まえ、本案を修正した後、11月16日の第168回委員会会合において了承した。このうち「今後検討すべき内容」を、12月14日の第171回委員会会合において、リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項として決定した。 さらに、委員会及びリスク管理機関は、平成15年7月の委員会の発足以来、相互に連携して、幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションとして各種の意見交換会等を開催した。
第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）	1 基本的考え方 食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図り	委員会及びリスク管理機関が連携して、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月関係府省申合せ）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成17年4月関係府省申合せ）を策定した。 これらの要綱に基づき、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等への対応に当たり、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、平時から食品事故の発生等の危害情

つつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。 また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。	報の収集、整理及び分析を行うとともに、緊急時対応を政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、国民の健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとしている。また、緊急事態等が発生した場合には、緊急事態等に関連する情報について、委員会及びリスク管理機関の相互間で十分に調整を図りつつ、マスメディア、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供することとしている。 また、厚生労働省は、平成９年に策定された、健康被害全般についての基本的対応に関する「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築したほか、食品に係る健康被害については、「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、都道府県等が中心となって、緊急事態への対応等を行っている。また、消費者・事業者を含む国民・住民への情報の提供に当たっては、都道府県等を通じて周知するほか、報道発表やホームページ等により、適切かつ迅速に情報を提供している。 さらに、農林水産省は、平成１６年２月に策定した「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、平時から情報収集先をリストアップし、食品安全に関する情報の収集・分析に努めるとともに、食品安全に関する緊急事態等が発生した場合には、関係省庁と連携して問題食品が消費者に摂取されないよう、食品安全を十分確保できる措置を速やかに講ずることなどを定めている。
２ 緊急時の情報連絡体制 緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。	「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」に定める緊急事態等が発生した場合において、政府一体となった迅速な初動体制を確立するため、委員会及びリスク管理機関の相互間における平時からの情報連絡窓口の設置及び緊急時における情報連絡ルートを設定している。 また、厚生労働省は、厚生労働省及び都道府県等の食品監視担当官が常に連絡し合えるよう緊急連絡体制を整備しているほか、国と都道府県等をオンラインで結ぶ「緊急情報発信システム」等により、必要な情報を全国に一斉に発信できるようにしている。 このほか、厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築している。 さらに、農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に定める緊急事態等が発生した場合において、迅速かつ適切な対応を行うため、平時から委員会及びリスク管理機関等の関係省庁との連絡体制を確立するとともに、省内に食品安全危機管理対応チームを組織している。
３ 緊急対策本部の設置等 食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４条第１項第１６号及び同条第３項第２７号の２に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。）は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。 また、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態に対応するために必要な組	「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」（平成１８年４月策定）に基づき、食品安全担当大臣を本部長とする緊急対策本部について、設置決定までの流れ及び組織体制等を定め、緊急事態等における緊急対策本部の適切な設置のために必要な体制の整備を図っている。委員会は、平成１８年度には、緊急時対応の強化方策の一つとして食品安全に関わる緊急事態の発生を想定した訓練を試行しているところであり、第１回は食品安全委員会の緊急事態の認識共有を目的とした机上シミュレーション、第２回は緊急時対応手順確認、緊急時対応

	織体制の整備を図る。	力や判断力の向上を図ることを目的とした実動訓練を実施したところである。 また、厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、「厚生労働省健康危機管理調整会議」を設置し、省内関係部局間で食中毒を含む健康危機管理に関する情報の共有等を図っているほか、重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事案に係る担当部局により構成される対策本部を個別に設置することとしている。 さらに、農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、農林水産大臣らをメンバーとする「農林水産省食品安全緊急対策本部」及び同幹事会について、組織体制を定めるとともに、緊急事態等の内容に応じて必要な場合には、関係する地方農政局に「地方農政局対策本部」を設置することを定めている。 また、農林水産省の職員が緊急事態に迅速かつ適切に対応できるよう、食品安全に関わる緊急事態の発生を想定した訓練を平成１７年度から３年計画で実施しているところである。
	４ 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成 緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。	主要な危害要因等のうち食中毒に対する個別の緊急時対応マニュアルとして策定された「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」（平成１７年４月策定）を、あらゆる危害要因に対応できるマニュアルに修正するため、規定内容について食中毒以外の危害要因に係る事項も追加記載した上で、名称も「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」に変更することとし、平成１８年４月に一部改正を行った。 委員会は、同様の趣旨から、同日付けで「食品安全委員会食中毒緊急時対応指針」（平成１７年４月策定）も「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」として一部改正を行った。 このほか、厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築しているほか、食品に係る健康被害については、個別に策定・公表されている「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、対応している。 また、農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に基づき、緊急事態等の類型に応じた個別の実施指針の一環として、前年の「製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針」に続き、平成１８年１月２７日、「農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針」を作成、公表するとともに、引き続き、類型別の実施指針の作成を進めているところである。
第５ 関係行政機関の相互の密接な連携（法第１５条関係）	１ 基本的考え方 （１）食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、リスク管理機関から独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされている。 他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要である。	基本的事項第１の３、第３の３等の規定に基づき、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図っている。

また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。 このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る。	
(2) 委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。	委員会及びリスク管理機関は、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等の会議を通じ、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努めている。
(3) 委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。	委員会は、平成17年4月28日に「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入について（意見）」について、厚生労働大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表している。 また、平成18年3月7日に「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」について、農林水産大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表している。
(4) 関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的を開催する。	「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、関係府省の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」のほか、「リスクコミュニケーション担当者会議」及び「食品リスク情報関係府省担当者会議」を、それぞれ、おおむね四半期ごと、2週間ごと、毎月1回開催するとともに、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議（全国食品安全連絡会議）を毎年1回開催している。
2 委員会とリスク管理機関との連携 委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際、のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する。	委員会並びにリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省は、相互の連携・政策調整の強化を図るため、平成16年2月18日、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」を設置するとともに、同連絡会議において、関係府省申合せとして、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」の取極めを締結し、同月19日の第33回委員会会合において報告・公表した。
3 リスク管理機関相互の連携 食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。 このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要がある。	厚生労働省は、食中毒事件等法令違反事例などの対応に当たっては、地方公共団体と連携して対処するとともに、食品の表示制度の検討、残留農薬対策、BSE対策などに当たっては、常に農林水産省などの関係行政機関と相互の情報交換と協力のもとに実施している。また、消費者等との意見交換会、懇談会等の実施に当たっても、地方組織の活用と地方公共団体との連携のもとに共同で開催し、リスクコミュニケーションの推進を図っている。 また、農林水産省は、平成15年6月に改正された肥料取締法、農薬取締法、薬

	このような観点から、リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける。 また、この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施する。	事法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の食品安全に係る各法律の規定に基づき、リスク管理措置の実施に当たり、関係各大臣に協議等を行っているほか、都道府県等にリスク管理措置の周知を徹底するなど連携を図るとともに、地方公共団体と連携した意見交換会の開催、情報の発信等、地方公共団体を含む連携の強化に努めている。 さらに、リスク管理機関相互間において、食品安全等に関する施策について連携の強化を図るため、必要に応じて関係部局長等のレベルによる情報の交換等を行っている。例えば、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に際し、関係省庁との連携の強化を図るため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を開催したほか、平成１６年３月１６日に政府全体で取りまとめた「鳥インフルエンザ緊急総合対策」に基づき、地方公共団体との連携を図っている。
第６ 試験研究の体制の整備等（法第１６条関係）	１ 基本的考え方 食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。	委員会は、食品健康影響評価技術研究事業を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、食品の安全性確保に関する試験研究の体制整備、研究開発の推進等を図るとともに、科学的知見の充実に努めている。 また、厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付やシンポジウムの開催等により、ＢＳＥ、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の推進及びその成果の普及・啓発を図っている。 さらに、農林水産省は、平成１７年３月に策定した「農林水産研究基本計画」に基づき、農林水産物・食品の安全性に関するリスクの低減手法、人畜共通感染症・未知感染症等の防除技術、生産・加工・流通過程における汚染防止技術・危害要因低減技術及び農林水産物・食品の信頼確保に資する技術等の開発を推進するとともに、その成果の普及の促進を図っている。
	２ 試験研究の体制の整備 最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。	委員会は、食品健康影響評価技術研究を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っている。 また、厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付等により、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っているところである。 さらに、農林水産省は、関係試験研究機関において、ＢＳＥ等の諸問題に対応するため、牛の感染試験の実施が可能な施設の整備を行うなど、試験研究体制の整備を行っている。
	３ 研究開発の推進 （１）食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。 また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関	委員会は、科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)を実施しているが、食品科学や分析技術が日進月歩の進歩を遂げる中で、リスク評価の手法も変化していく必要があることから、研究開発における重点課題を明確にしつつ、リスク評価

連する各分野における知見を結集するため、委員会及びリスク管理機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。	に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究を実施することにより、研究開発のさらなる推進及び強化を図ることとしている。 また、厚生労働省は、厚生労働科学研究事業を通じた補助金の交付等により、B S E、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図っている。 さらに、農林水産省は、食品における危害要因の分析・検出技術の高度化やリスク低減のための殺菌・流通技術の開発を、大学、都道府県、民間と協力して推進するとともに、行政、検査指導及び試験研究の関係機関による合同会議を開催し、情報・意見交換を行っている。 なお、研究開発の推進及び強化に当たっては、関係府省との「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を通じて、関係機関等と密接な連携を図っている。
(2) 委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。	委員会及び関係各省においては、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」等を通じて、試験研究の推進に関し、意思疎通を図っている。
4 研究開発の成果の普及 食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。	これまでのところ、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催実績はない。 厚生労働省においては、厚生労働科学研究事業の一環として、同省が補助している研究の成果を国民にわかりやすく広めるためのシンポジウムを開催している。 さらに、農林水産省は、開発された研究成果の発表会や展示会を開催するほか、関係試験研究機関においては、一般公開、技術講習会（家畜衛生講習会、食品技術講習会等）、食品関係技術研究会等の開催及び一般見学者の受入れ等により、研究成果の普及の促進を図っている。
5 研究者の養成及び確保 食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。	委員会においては、発足以来、海外の研究者及び専門家を招いて、意見交換会等を行っているが、平成18年には、毒性学分野の研究者であるグンナー・ノルドバーグ博士（スウェーデン・ウメオ大学教授）及びモニカ・ノルドバーグ博士（スウェーデン・カロリンスカ研究所准教授）、欧州食品安全機関コミュニケーション部長のアン-ローラ・ガッサン氏、スイス連邦獣医局T S E調整官ダグマー・ハイム博士を招聘し講演会や意見交換会を開催した。また、F A O／W H O合同食品添加物専門家委員会、F A O／W H O合同残留農薬専門家会合、O E C D農薬作業部会、O E C D新規開発食品・飼料に関するタスクフォース等に専門委員を派遣するとともに、その他食品安全に係る国際会議等に委員等（専門委員を含む）及び事務局職員を派遣している。 また、厚生労働省においては、厚生労働科学研究事業の一環として、研究者の海外派遣、海外からの研究者の個別研究班への参画、若手研究者の育成のためのリサーチレジデント制度を実施している。 さらに、農林水産省関係試験研究機関においては、海外の専門家による講演会等を開催している。

第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係）	1 基本的考え方 （1）国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。	委員会においては、食品の安全性の確保に関する情報について、リスク管理機関、試験研究機関、国際機関、諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供している。また、国外の政府機関等の関係者と情報交換を行うとともに、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行っている。 厚生労働省においては、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から、有害食品など食品の安全性の確保に関する情報を収集し、規格基準の設定、監視指導の強化、国民への情報提供等による安全対策を講じている。 また、農林水産省においても、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行っている。平成16年度からは、輸出国のリスク管理制度等の情報収集及び輸出国の生産過程における使用資材の種類、使用実態等に関する情報の収集・調査を実施している。
	（2）政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。	委員会及びリスク管理機関においては、食品の安全性の確保に関する情報について、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しつつ、随時、ホームページ等を活用して公表している。 また、委員会においては、食品の安全性の確保に関する情報をデータベース化し、広く一般に公表することを可能にする食品安全総合情報システムを平成16年度からの3年間で構築することとしており、平成17年度から同システムの一部運用を開始し、委員会ホームページを通じて各種情報を一般公開しているが、その際には、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護について十分に配慮し、情報公開を実施している。
	（3）今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。	委員会及びリスク管理機関においては、これまで、メチル水銀、鳥インフルエンザ、BSEなどについて、被害の程度や対処の方法も含め、ホームページや季刊誌等を通じて、適切な情報提供に努めた。特に平成15年12月の鳥インフルエンザ発生の際には、委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の4府省が連携し、平成16年3月に「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」を発出するとともに、政府広報やホームページ等を活用した情報発信を行い、その内容の周知に努めた。また、平成17年12月には、WHOの見解を含めた鳥インフルエンザに関する情報を更新するなど、ホームページ等を活用した情報発信を行っている。さらに、食中毒関連の情報についても必要に応じて更新し、最新の情報提供に努めている。
	（4）委員会及びリスク管理機関の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。	委員会並びにリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省は、平成15年7月、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置するとともに、当該連絡窓口の担当者が定期的に情報交換を行うための「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報の共有を推進している。 また、平成18年3月には、食品安全総合情報システムによる関係府省の共有情

	報データベースを構築しており、今後、食品の安全性に関する情報の共有と活用を進めることとしており、関係府省が保有する食品の安全性に関する情報を追加登録し、共有と活用を進めることとしている。
2 情報収集の対象範囲 1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。	委員会においては、食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省や農林水産省等の関係行政機関、国立医薬品食品衛生研究所や国立感染症研究所等の試験研究機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関及び諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供している。 また、カナダ等国外の政府機関等の関係者と情報交換を行うとともに、コーデックス委員会の各部会、経済協力開発機構（OECD）農薬作業部会、OECD新規開発食品・飼料に関するタスクフォース等の国際会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行っている。 さらに、リスク管理機関においても、食品の安全性の確保に関する情報について、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から収集している。
3 委員会における一元的な情報収集の実施等 （1）委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。	委員会及びリスク管理機関は、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置し、委員会が食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集するための連携体制を構築するとともに、委員会は、当該情報を整理、分析し、リスク管理機関との情報の共有を図っている。 また、国内外の食品の安全性の確保に関する情報等のデータベース化及び迅速な検索を可能とする食品安全総合情報システムについて、平成17年度から一部運用を開始した。
（2）委員会は、（1）のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。	食品安全総合情報システムにおいては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報についても、迅速な検索が可能なデータベースを構築した。
4 情報の活用及び提供 （1）委員会及びリスク管理機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。	食品安全総合情報システムにおいては、リスク管理機関との情報の共有を目的とした共有情報データベースを平成17年度に構築しており、関係機関が運営するデータベースやホームページの情報を個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しながら有効かつ適切に活用することとしている。
（2）委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。	委員会及びリスク管理機関においては、これまで、メチル水銀、鳥インフルエンザ、BSEなどについて、被害の程度や対処の方法も含め、ホームページや季刊誌等を通じて、適切な情報提供に努めた。 さらに、委員会では、収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に

		関する情報について、迅速な検索を可能とする食品安全総合情報システムを平成18年度末の完成に向けて構築しているところであり、利用可能なものからホームページを通じて順次国民に公開した。
第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）	1 基本的考え方 食品の表示の制度については、従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点からその制度が運用されてきたため、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者及び事業者双方にとってわかりにくいものとなっている等の指摘があったところである。 これを受けて、平成14年12月に厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行ってきたところであるが、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、今後も引き続き、「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きつつ、問題点及び改善方策を検討する。	厚生労働省及び農林水産省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、消費者及び事業者双方にとってわかりやすい食品の表示方法となるよう検討を行っているところであり、同会議における検討結果を踏まえ、平成16年9月に、加工食品の原料原産地の義務表示対象品目の拡大（平成18年10月義務化）及び畜産物の原産地表示ルールの改正、同年12月に、アレルギー表示の見直しを行った。また、遺伝子組み換え食品については、平成17年10月にアルファルファ、平成18年11月にてん菜を表示対象品目に追加した。 このほか、加工食品の表示方法については、同会議において平成16年12月に取りまとめられた「わかりやすい表示方法についての報告書」を踏まえ、平成18年8月に、一括表示様式の弾力化等を内容とする改正を行った。
	2 普及及び啓発 （1）食品の表示に関する一元的な相談窓口の一層の充実を始め、厚生労働省、農林水産省等における相談体制について、連携の強化を図る。	厚生労働省及び農林水産省の連携のもと、相互に担当者を派遣し、消費者や事業者に分かりやすい相談窓口として、関係団体の協力を得て全国6カ所（東京都、大阪府、福岡県、埼玉県、愛知県及び兵庫県）に食品の表示に関する一元的な窓口を設置し、相談業務の充実に努めている。
	（2）食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。	厚生労働省及び農林水産省は、共同で食品の表示に関するパンフレットを作成し、消費者や事業者等に配布しているほか、消費者等を対象とする「食品表示地域フォーラム」を開催すること等により、食品の表示に関する知識の普及及び啓発に努めている。 また、厚生労働省は、消費者が自らの食生活の状況に合わせて食品の選択が行えるよう、正確で十分な情報提供を行う観点から、平成17年2月に保健機能食品制度を改正したが、当該新制度について、説明会の実施及びパンフレットの作成等を通じてその普及啓発を図った。
	3 違反に対する監視、指導及び取締り 厚生労働省、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。	厚生労働省は、食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所等に配置された食品衛生監視員が、一斉取締りや食品表示に関する監視を行っているほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を図っている。 また、農林水産省は、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当

		する職員を配置し、これらの職員により小売店舗等を巡回し、表示について監視、指導を行うとともに、食品表示 110 番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得て食品表示に対する恒常的・日常的な監視を実施している。 さらに、社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視、指導を行うほか、DNA 分析による品種判別技術など科学的な検証技術を活用した、食品表示の真正性の確認を行っている。 これらの監視においては、必要に応じて厚生労働省、都道府県等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、JAS 法に基づく指示や公表等の厳正な措置を実施している。 このほか、公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省は、平成 15 年 7 月に、「表示行政の推進に関する相互の情報提供や協力体制の構築について」を定め、これに基づき、都道府県を含む関係機関相互間における食品表示に関する情報の提供や協力体制の構築を図っている。
第 9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）	1 基本的考え方 食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。	食品の安全性の確保に関する国民の知識と理解の増進を図るため、関係府省が連携して、食品の安全性に関する意見交換会、講演会、広報活動の充実に努めている。 また、委員会においては、平成 18 年度新規事業として、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」として地域の食品関係者を対象に、食品の安全性に係るリスクコミュニケーションに関する基礎的な講習等を実施している。本講座の受講者が、ここで得た知識・経験を踏まえ、地域における食品安全のリスクコミュニケーションを推進し、食品のリスク分析に関する知識を広く国民へ周知するための活動ができるよう、継続的に情報提供する。 さらに、農林水産省においては、ホームページ、メールマガジン、パンフレットや冊子、イベント等を通じて、食品の安全性に関する情報提供を行っており、平成 18 年 10 月には食品安全に関する消費者向けホームページを公表した。
	2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制 委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。	平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献する観点から、委員会においては、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて食品の安全性に関する情報を提供するとともに、関係行政機関とも連携を図りつつ、消費者、食品関連事業者の参加による意見交換会等を開催するとともに、食の安全ダイヤル等を通じて、食品の安全性に関する問い合わせや意見等に対応している。また、平成 18 年 6 月には新たに子供向けリーフレットの作成を行った。
	3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項 (1) 委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。	委員会は、これまでに実施した食品健康影響評価の内容等についてホームページ上に掲載しているほか、メールマガジンによる情報提供を行うとともに、食品の安全性について国民の知識と理解を深めるため、パンフレット、リーフレット及び食品の安全性に関する用語集の作成や季刊誌「食品安全」の発行に取り組んでいる。 また、委員会及びリスク管理機関は、平成 15 年 7 月の委員会の発足以来、相互

		に連携して、食品の安全性の確保に関する施策等に関する意見交換会等を２５４回（平成１８年中７０回）実施している。
	（２）「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。	厚生労働省は、毎年８月の１ヶ月間を「食品衛生月間」と定め、地方公共団体の協力の下、国民に対し、食品衛生に関する知識の普及・啓発を行っている。
	（３）学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。	文部科学省は、栄養教諭を中核として、学校・家庭・地域が連携しつつ学校給食の時間や関連教科等における食育の推進を図っており、その中で、食品の保存期間と保存方法の関係を食品の腐敗や食中毒の原因と関連付けて学ばせるなど、食品の安全性の確保に関する指導に取り組んでいる。 さらに、平成１６、１７年度において、全国の小学校１年生、５年生及び中学校１年生に対する食生活学習教材の作成・配布を行う等の取組を行っており、食育の一環として食品の安全性の確保についての理解促進を図ってきたところである。
	（４）農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資材の作成等の取組を推進する。	農林水産省は、食育活動の一環として、「農業体験活動や工場見学等の生産から流通までの各段階における体験活動の推進、食の生産や流通に関する冊子の作成、配布等を通じ、食料の生産過程や食品の安全性についての理解の促進を図っている。
第１０ 環境に及ぼす影響の配慮（法第２０条関係）	１ 基本的考え方 食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。	農薬取締法では農薬の登録保留基準を設定することに加え、農薬を使用する際に使用者が遵守すべき基準を定めること等により、農作物の生産段階において環境への影響が生じないように措置している。
	２ 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮 循環型社会形成推進基本法（平成１２年法律第１１０号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成１２年法律第１１６号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。	農林水産省及び環境省においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第３条第１項の規定に基づく基本方針において、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成１８年度までに２０％に向上させることを数値目標として定め、食品廃棄物等の発生の抑制、減量、再生利用の推進に努めている。 この基本方針は、概ね５年ごとに見直すこととされており、平成１７年９月から、生ごみ等の３Ｒ・処理に関する検討会、平成１７年１０月から食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会、平成１８年８月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会を開催するとともに平成１８年９月からは両審議会の合同会合を開催し、基本方針の見直し審議を行っている。 一方、飼料の安全性の確保が重要であることから食品残さの飼料化（エコフィールド）の一層の推進に関して、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイド

	今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。	ライン」を平成１８年８月３０日に制定した。 また、環境省においては、農薬による野生生物や生態系への悪影響の未然防止を図るため、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正し、平成１７年４月に施行した。現在、改正された基準に基づき、順次個別農薬ごとの水産動植物に対する毒性を評価し基準値の作成を進めているところである。また、平成１７年８月には、土壌残留及び水質汚濁による環境中等への悪影響を未然に防止するため、土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改定し、平成１８年８月に施行したところである。 さらに、農林水産省においては、農林水産物の生産段階において、例えば、農薬取締法に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺環境への悪影響の防止も考慮して検査するなど、関係法令に基づき、環境に対する負荷を低減するための取組を推進している。
--	--	--